

浄化槽リノベーション推進検討会設置要綱

(目的及び設置)

第1条 令和元年6月に成立した浄化槽法の一部を改正する法律（令和元年法律第40号）による改正後の浄化槽法（昭和58年法律第43号）（以下、「改正浄化槽法」という。）が、公布日（令和元年6月19日）から1年以内に政令で定める日（令和2年度を想定）に施行されることになった。

改正浄化槽法において、緊急性の高い単独処理浄化槽の合併処理浄化槽への転換に関する措置、浄化槽処理促進区域の指定や公共浄化槽の設置に関する手続き、浄化槽台帳の整備や浄化槽の使用の休止手続き、協議会の設置等の浄化槽の普及促進と管理の向上に関する仕組みが新たに創設されることになる。

今般、改正浄化槽法の施行に向けて、これらの仕組みの具体的な内容について検討することを目的として、環境省が有識者、地方公共団体、業界関係者等の幅広い構成員からなる「浄化槽リノベーション推進検討会」を開催する。

(検討事項)

第2条 検討会では、第1条の目的を達成するために、次の事項について検討を行う。

- (1) 特定既存単独処理浄化槽に対する措置
- (2) 浄化槽処理促進区域設定や公共浄化槽の設置に関する手続き
- (3) 浄化槽台帳で定めるべき事項と関係者からの情報収集
- (4) その他改正浄化槽法の改正事項

(組 織)

第3条 検討会を構成する委員は、本業務に関連する知識を有する専門家及び学識経験者等とし、委員は環境省からの業務受託者（以下「受託者」という。）が委嘱する。（別紙参照）

- 2 検討会には座長を置く。座長がワーキンググループに出席できない場合は、座長があらかじめ指名する委員がその職務を代行する。座長は検討会を統括する。
- 3 座長は第1回検討会において委員中から互選にて選出する。
- 4 必要に応じて、検討事項に関係のある者を座長の了解を得た上で参考人として出席させることができるものとする。
- 5 環境省及び受託者は、事務局として業務に当たる。

(任 期)

第4条 委員の任期は、委嘱された日から令和2年3月27日とする。

(諸経費)

第5条 委員には所定の謝金及び旅費を支払うこととする。

(庶務)

第6条 検討会に関する庶務は、環境省の同意を得て受託者が行う。

(審議内容等の公開等)

第7条 本検討会の議事は原則、公開とする。ただし、議事内容により非公開とする場合は、開催予定とともに非公開である旨及びその理由を公開するものとする。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に必要な事項があれば、環境省および座長との協議の上別途定め、受託者より委員へ連絡する。

以上

なお、「平成31年度浄化槽整備事業の進捗状況評価に関する調査検討業務」について、エム・アール・アイリサーチアソシエイツ株式会社が受託している。

浄化槽リノベーション推進検討会 委員名簿

浅野 和仁	朝日航洋株式会社 空間情報事業本部 エバンジェリスト (元富田林市上下水道部理事兼次長兼下水道課長)
庵途 典章	佐用町長
上田 勝朗	一般社団法人全国浄化槽団体連合会 会長
蛭江 美孝	国立研究開発法人国立環境研究所 資源循環・廃棄物研究センター 主任研究員
江利角 晃也	千葉県環境生活部水質保全課 課長
小川 浩	常葉大学 社会環境学部 教授
奥田 早希子	一般社団法人 water-n 代表理事
河村 清史	元埼玉大学大学院理工学研究科 教授
国安 克彦	公益財団法人日本環境整備教育センター 理事
建入 ゆかり	宮城県 環境生活部 循環型社会推進課 技術副参事兼課長補佐
萩原 なつ子	立教大学 教授
眞柄 泰基	公益財団法人給水工事技術振興財団 理事長

(五十音順)